

伊予市狭あい道路拡幅整備事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の理解と協力のもとに、狭あい道路を拡幅整備することにより、市民が住み続けたいと思える安全・安心な住環境づくり及び災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 都市計画区域内の法第42条第2項の規定による特定行政庁が指定した道路のうち、境界が確定できるもので、次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく市道

イ 道路法（昭和27年法律第180号）の適用のない法定外公共物である道路のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく市街化区域内に存する道路

ウ 市長が特に整備の必要があると認めた道路

(2) 後退線 法第42条第2項の規定により狭あい道路の境界線とみなされる線をいう。

(3) 後退用地 後退線と狭あい道路の境界線との間に挟まれた土地をいう。

(4) すみ切り用地 後退線が他の後退線又は幅員4メートル以上の道路の境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は狭あい道路の後退線が屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。）で、原則として次のいずれかに該当する土地をいう。

ア 角地の内角が80度以上120度未満の場合にあっては、隅角をはさむ辺の長さが2メートルの二等辺三角形の土地

イ 角地の内角が80度未満の場合にあっては、二等辺三角形の底辺が3メートル以上の土地

(5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物及び敷地を造成するた

めの擁壁をいう。

- (6) 障害物 広告塔、花壇、樹木、置石、盛土、路面の切下げその他これらに類するもので、通行の障害となるものをいう。
- (7) 建築主等 法第 2 条第 16 号に規定する建築主又は敷地を造成するための擁壁若しくは障害物の設置工事の発注者若しくは自ら設置する者をいう。
- (8) 申請者 建築主等又は建築物等若しくは土地の所有者で、後退用地又はすみ切り用地の寄附の申請をしようとする者をいう。
- (9) 整備 後退用地及びすみ切り用地について、通行上支障がないように整備することをいう。
- (10) 管理 後退用地及びすみ切り用地について、通行上支障がないように管理することをいう。

(関係者の努力)

第 3 条 市長は、この要領の目的の達成のために市民に適切な指導、助言等を行い、狭あい道路の整備に対し理解と協力が得られるよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する狭あい道路の拡幅整備に関する施策及び近隣で行われる後退線の確定に協力するよう努めるものとする。
- 3 狭あい道路に面する土地並びに当該土地に存する建築物等及び障害物の建築主等、所有者、管理者又は占有者は、狭あい道路の整備に努めるものとする。
- 4 設計者、工事施工者及び工事監理者は、前項に規定する市民の努力を認識し、その遂行に協力するよう努めるものとする。
- 5 特定行政庁及び法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関は、この要領による狭あい道路の拡幅整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(後退用地及びすみ切り用地の確保)

第 4 条 市長は、寄附により後退用地及びすみ切り用地を取得するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により後退用地及びすみ切り用地の取得を行う場合は、あらかじめ市民へ事業の説明を行い、寄附の意思を確認するものとする。

る。

- 3 市長は、後退用地を取得する場合において、抵当権等の権利を抹消させるよう努めるものとする。
- 4 申請者は、前項の規定において市長が抵当権等の権利を抹消させる場合、抵当権等の権利の抹消に協力するものとする。

（事前協議）

第5条 申請者は、寄附の申込を行おうとするときは、原則として建築前に、伊予市狭あい道路整備事業事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）正副各1通に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、狭あい道路の拡幅整備について協議を行うものとする。

- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図（土地利用計画図）
 - (3) 公図の写し
 - (4) 土地の全部事項証明書の写し
 - (5) 現況写真
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、建築確認検査済証や建築確認概要書の写し、境界確認書の写し、道路中心線協議書の写し、地積測量図の写し、その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 後退用地及びすみ切り用地の範囲に関すること。
 - (2) 障害物の除去又は移転に関すること。
 - (3) 後退用地及びすみ切り用地の整備に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認めること。
- 3 市長は、第1項の協議において、書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、協議が整ったときは、事前協議書の副本を建築主等に返却するものとする。

（協議内容の変更）

第6条 申請者は、事前協議を終えた後、その内容を変更しようとするときは、変更後の事前協議書を市長に提出しなければならない。

（寄附の申込）

第 7 条 申請者は第 5 条第 3 項の協議が整った場合において、寄附しようとするときは、寄附申込書を提出して市長に申し込むものとする。

（障害物の撤去又は移設）

第 8 条 申請者は、後退用地若しくはすみ切り用地内の建築物等及び障害物の撤去又は移設を行うものとする。

（境界構造物の設置）

第 9 条 申請者は、前条に規定する撤去又は移設後、後退後の道路との境界を明示する構造物を設置し、市長に報告するものとする。

（測量、登記等）

第 10 条 市長は、寄附により後退用地又はすみ切り用地の取得を行う場合は、所有権移転に必要な調査、測量及び登記等を実施するものとする。

2 申請者は、所有権移転登記承諾書及び登記原因証明情報に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

（後退用地等の整備及び管理）

第 11 条 市長は、寄附により後退用地又はすみ切り用地を取得した場合は、整備を計画的に実施し、管理を行うものとする。

（手続の委任）

第 12 条 この要領に規定する申請書類の提出等について、代理人が行う場合は、この要領に基づく手続等について委任する旨を記した書類を添付しなければならない。

（適用除外）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する敷地は、この要領の規定を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が所有する敷地
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める敷地
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は同法第 42 条第 1 項ただし書の規定により許可を受ける区域内的の敷地

(4) 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受ける申請において、一体的に整備される敷地

2 法人が所有する敷地は、第 10 条の規定を適用しない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

伊予市長 様

【申請者】土地所有者 住所

氏名

電話番号

(代理人) 住所

氏名

電話番号

狭あい道路拡幅整備事業事前協議書

伊予市狭あい道路拡幅整備事業実施要領第5条第1項の規定に基づき、後退用地の寄附を希望するため、協議を申請します。寄附を希望する土地の情報は、次のとおりです。
また、現地調査のため市が以下の土地に立ち入ることについて承諾します。

項目	内容
土地の所在	伊予市
後退用地の地積	m ²
建築基準法 第 42 条第 2 項	☐ 該当する ☐ 該当しない
市道名	☐ 市道 線 ☐ 法定外道路
都市計画区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域
分筆状況	☐ 分筆済 ☐ 申請者が分筆予定 ☐ 市による分筆を希望
土地の境界確認と 道路中心線協議	☐ 境界確認済 ☐ 道路中心線協議済 ☐ 左記未実施 (隣接地および対面地から ☐ 承諾見込み ☐ 承諾見込みなし)
売買予定	☐ 売買予定あり ☐ 売買予定なし
建築時期	☐ 年 月建築済 ☐ 年 月完成予定
境界構造物設置時期	☐ 設置済 ☐ 年 月設置予定
所有権以外の権利	☐ 有(抵当権・根抵当権・その他())・ ☐ 無
現在後退用地に 存在するもの	☐ 無 ☐ 電柱 ☐ 量水器 ☐ 植木 ☐ その他() ☐ 排水管(寄附後も占用予定あり・なし))

舗装等の工事	☐ 工事済 ☐ 申請者が工事予定 ☐ 市による工事を希望する
その他	

添付書類

共通して 必要な書類	(1)付近見取図 (2)配置図(土地利用計画図) ※道路の形状・幅員・敷地との位置関係がわかるもの (3)公図の写し (4)土地の全部事項証明書の写し (5)現況写真
場合によって 必要な書類	(6)建築確認に関する書類(申請書、確認済証、検査済証、図面等) ※建築を伴う場合 (7)境界確認書の写し ※確認済の場合 (8)道路中心線協議書の写し ※協議済の場合 (9)地積測量図の写し ※分筆済の場合 (10)その他市長が必要と認めるもの

受付印	現地確認年月日 年 月 日 () 協議年月日 年 月 日 ()
備考	